

企業年金数理専門官の募集について

1. 業務内容

年金数理に係る専門的事項に関する以下の事務を行う。

- (1) 簡易な基準に基づく確定給付企業年金の規約変更の審査・認可
- (2) 給付減額に該当するものの規約変更の事前審査
- (3) 給付設計・掛金設計についての規約変更の事前審査など

2. 募集人員

関東信越厚生局	1名
近畿厚生局	1名

3. 資格等について

厚生年金保険法第176条の2第2項に規定する年金数理人の要件に適合する方

4. 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づき、常勤の国家公務員として採用の予定

※国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用。

5. 雇用期間

平成20年4月から平成20年7月までの間に採用し、採用期間は5年を超えない範囲で相談により決定。